

(参考資料) 評価要領・基準に係る他事例について(対象：私立から公立化、かつ市単独設置で状況が公開されている5事例) ※地方独立行政法人法改正前

項目		公立千歳科学技術大学	長野大学	福知山公立大学	山陽小野田市立山口東京理科大学	周南公立大学
名称		公立大学法人公立千歳科学技術大学の年度評価実施要領(3ページ)	公立大学法人長野大学各事業年度の業務実績評価(年度評価)実施要領(5ページ)	公立大学法人福知山公立大学に関する年度評価実施要領(4ページ)	公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学各事業年度の業務実績評価実施要領(6ページ)	公立大学法人周南公立大学の各事業年度の業務実績評価(年度評価)実施要領(案)(4ページ)
趣旨		前文 この要領は、千歳市公立大学法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)の公立大学法人公立千歳科学技術大学(以下「法人」という。)の各事業年度における業務実績評価(以下「年度評価」という。)の実施に関し、「公立大学法人公立千歳科学技術大学の業務実績評価方針」に基づき、必要な事項を定めるものとする	1 趣旨 この要領は、地方独立行政法人法第78条の2の規定及び当該規定に基づき定められた市規則(公立大学法人長野大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則)に基づき、上田市公立大学法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)が行う公立大学法人長野大学(以下「法人」という。)の各事業年度の業務実績に関する評価(以下「年度評価」という。)を適切に行うため、評価の実施に関して必要な事項を定めるものである。	1 趣旨 この要領は、地方独立行政法人法第78条の2の規定及び当該規定に基づき定められた市規則(公立大学法人福知山公立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則)に基づき、公立大学法人福知山公立大学評価委員会(以下「評価委員会」という。)が行う公立大学法人福知山公立大学(以下「法人」という。)の各事業年度における業務実績評価(以下「年度評価」という。)を適切に実施するため、「公立大学法人福知山公立大学の業務の実績に関する評価方針」を踏まえながら、必要な事項を定めるものである。	第1 趣旨 この要領は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第78条の2の規定及び当該規定に基づき定められた山陽小野田市立公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成28年規則第5号)に基づき、山陽小野田市立公立大学法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)が行う公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学(以下「法人」という。)の各事業年度の業務実績に関する評価(以下「年度評価」という。)を適切に行うため、「公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学業務実績の評価に対する基本的な考え方」を踏まえ、評価の実施に関して必要な事項を定めるものである。	前文 この要領は、周南市公立大学法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)が、公立大学法人周南公立大学(以下「法人」という。)の各事業年度における業務実績評価(以下「年度評価」という。)の実施に関し、「公立大学法人周南公立大学の業務実績評価の基本的な考え方」に基づき、必要な事項を定めるものとする。
評価の目的			2 評価の目的 年度評価は、法人の業務運営の自主的かつ継続的な見直し・改善を促し、法人の業務の質的向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資することを目的として行う。	2 評価の目的 年度評価は、法人の業務運営の自主性かつ継続的な見直し・改善を促し、法人の業務の質的向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資することを目的として行う。	第2 評価の目的 年度評価は、法人の業務運営の自主的かつ継続的な見直し・改善を促し、法人の業務の質的向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資することを目的として行う。	—
評価の基本方針		—	3 評価の基本方針 年度評価は、法人の中期目標の達成に向けた中期計画の進捗状況を確認する観点から行い、評価に当たっては、総合的かつ効率的に行うこととする。 なお、評価の際は、法人の教育研究の特性や業務運営の自主性・自律性に配慮するとともに、評価を通じて、法人の中期目標の達成に向けた取組状況を市民に分かりやすく示すよう努めるものとする。	3 評価の基本方針 年度評価は、法人の中期目標の達成に向けた中期計画の進捗状況を確認する観点から行い、評価に当たっては、総合的かつ効率的に行うこととする。 なお、評価の際は、法人の教育研究の特性や業務運営の自主性・自立性に配慮するとともに、評価を通じて、法人の中期目標の達成に向けた取組状況を市民にわかりやすく示すよう努めるものとする。	第3 評価の基本方針 年度評価は、法人の中期目標の達成に向けた中期計画の進捗状況を確認する観点から行い、評価に当たっては、法人の自己点検をもとにし、総合的かつ効率的に行うこととする。 なお、評価の際は、法人の教育研究の特性や業務運営の自主性・自律性に配慮するとともに、評価を通じて、法人の中期目標の達成に向けた取組状況を市民に分かりやすく示すよう努めるものとする。	—
評価の実施時期		—	4 年度評価の実施時期 年度評価は、当該事業年度終了後、概ね5月以内に実施するものとする。	—	第4 年度評価の実施時期 年度評価は、当該年度終了後、概ね5か月以内に実施するものとする。	—

(参考資料) 評価要領・基準に係る他事例について(対象：私立から公立化、かつ市単独設置で状況が公開されている5事例) ※地方独立行政法人法改正前

項目		公立千歳科学技術大学	長野大学	福知山公立大学	山陽小野田市立山口東京理科大学	周南公立大学
年度評価の実施方法	1 評価手法	<p>1 評価方法 年度評価は、法人が提出する業務実績報告書を基に行うものとし、法人は、当該報告書に自己点検・自己評価結果を記載するものとする。評価委員会は、当該報告書及び法人への聴取、現地視察により業務実績の検証、評価を行う。 なお、法人は業務実績報告書を提出する際、評価の参考となる資料等を必要に応じて添付するものとする。</p> <p>2 法人による自己点検・評価 (1) 小項目別評価 法人は、年度計画の記載項目(小項目)及び指標ごとに、当該事業年度の業務の実績を明らかにするとともに、以下の4段階により自己評価する。 ・A 年度計画を上回って実施している ・B 年度計画を計画どおりに実施している ・C 年度計画をやや遅れて実施している/実施が不十分 ・D 年度計画を大幅に下回っている/実施していない (2) 大項目別評価 法人は、小項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の次の事項(以下「大項目」という。)ごとに、当該事業年度における中期計画の進捗状況について、記述式により自己評価する。 ① 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置 ② 地域社会等との連携・協力に関する目標を達成するための措置 ③ 国際交流に関する目標を達成するための措置 ④ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 ⑤ 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置 ⑥ 自己点検、評価及び情報公開に関する目標を達成するための措置 ⑦ その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置</p>	<p>(1) 評価手法 年度評価は、その目的を効率的かつ効果的に達成するため、法人がその業務実績に基づいて行う自己評価結果を踏まえ、項目別に評価のうえ、中期計画の進捗状況について総合的な評価(全体評価)を行う。</p>	<p>4 年度評価の実施方法 (1) 評価手法 年度評価は、法人が、当該事業年度における業務の実績及び自己評価を内容とする業務実績報告書を評価委員会に提出し、評価委員会が、当該報告書及び法人への聴取等に基づき調査・分析を行うとともに、その結果を踏まえて、「項目別評価」及び「全体評価」を行い、業務実績評価書を作成することにより実施する。 (2) 法人による自己評価 ①小項目別評価 法人は、年度計画の記載項目(小項目)ごとの進捗状況の自己評価を行い、業務実績報告書において、次の5段階により進捗状況を示すとともに、自己評価の判断理由(実施状況等)を記載する。 5…年度計画を大幅に上回って実施している(特に優れる若しくは顕著な成果がある) 4…年度計画を上回って実施している(上回る若しくは十分な実施状況) 3…年度計画を概ね実施している(実施) 2…年度計画を十分に実施できていない(下回る若しくは実施が不十分) 1…年度計画を大幅に下回っている(特に劣る若しくは実施していない) ②大項目別評価 法人は、年度計画の小項目別評価及び特筆すべき事項(以下「特記事項」という。)を踏まえ、中期計画の次の事項(以下「大項目」という。)ごとに、当該事業年度における中期計画の進捗状況について、記述式により自己評価する。 (1) 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置 ① 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置 ② 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置 ③ 地域協働(地域貢献)の質の向上に関する目標を達成するための措置 (2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 (3) 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</p>	<p>第5 年度評価の実施方法 1 評価手法 年度評価は、その目的を効率的かつ効果的に達成するため、法人がその業務実績に基づいて行う自己評価結果を踏まえ、項目別に評価の上、中期計画の進捗状況について総合的な評価(全体評価)を行う。</p>	<p>1 実施方法 年度評価は、法人が提出する業務実績報告書を基に行うものとし、法人は、当該報告書に自己点検・自己評価結果を記載するものとする。評価委員会は、当該報告書及び法人への聴取、現地視察等により業務実績の状況を確認し、評価を行う。</p>

【資料3-6】

(参考資料) 評価要領・基準に係る他事例について(対象：私立から公立化、かつ市単独設置で状況が公開されている5事例) ※地方独立行政法人法改正前

項目	公立千歳科学技術大学	長野大学	福知山公立大学	山陽小野田市立山口東京理科大学	周南公立大学
2 評価項目(別表1)	<p>(3) 全体評価 法人は、大項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における業務実績の全体について、記述式により総合的な自己評価を行う。</p> <p>3 評価委員会による評価 (1) 調査・分析 評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書その他の資料確認、及び法人への聴取等により、法人による自己点検及び自己評価の妥当性の検証を行い、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査・分析を行う。</p>	<p>(2) 評価項目 評価項目については、別表1のとおりとする。</p>	<p>(4) 自己点検・評価及び情報公開に関する目標を達成するための措置 (5) その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置 (6) 福知山市の規則で定める業務運営に関する事項</p> <p>③全体評価 法人は、大項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における業務実績の全体について、記述式により総合的な自己評価を行う。</p> <p>(3) 評価委員会による評価 ①調査・分析 評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書を基に、法人から聴取等を行うことにより、業務の実績について調査・分析を行い、(2)①に定める評価基準に沿って評価する。</p> <p>②項目別評価 評価委員会は、評価結果を踏まえ、大項目ごとに中期計画の達成に向けた業務の進捗状況を勘案して、次の5段階により評価するとともに、その評価理由を明らかにする。 なお、「項目別評価」のうち、「教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置」に関する項目については、教育研究の特性に配慮し、専門的な観点からの評価は行わず、事業の外形的・客観的な実施状況の評価を行う。</p> <p>・S：中期計画の達成に向け特筆すべき進捗状況である。(小項目別評価の各項目の評定の平均値が4.3以上であり、かつ、業務の進捗状況や特記事項の内容に特筆すべき進捗や取組みがあると評価委員会が認める場合。) ・A：中期計画の達成に向け順調に進捗している。(小項目別評価の各項目の評定の平均値が3.5以上4.2以下であり、かつ、評価委員会が「A」と認める場合。小項目別評価の各項目の評定の平均値が3.5以上4.2以下に満たないが、主たる業務の進捗状況や特記事項の内容を総合的に勘案して評価委員会が「A」相当と認める場合。) ・B：中期計画の達成に向け概ね順調に進捗している。(小項目別評価の各項目の評定の平均値が2.7以上3.4以下であり、かつ、評価委員会が「B」相当と認める場合。小項目別評価の各項目の評定の平均値が2.7以上3.4以下に満たないが、主たる業務の進捗状況や特記事項の内容を総合的に勘案して評価委員会が「B」相当と認める場合。) ・C：中期計画の達成のためには進捗が遅れている。(小項目別評価の各項目の評定の平均値が1.9以上2.6以下であり、かつ、評価委員会が「C」相当と認める場合。小項目別評価の各項目の評定の平均値が1.9以上2.6以下に満たないが、主たる業務の進捗状況や特記事項の内容を総合的に勘案して評価委員会が「C」相当と認める場合。) ・D：中期計画の達成のためには進捗が著しく遅れており、重大な改善事項がある。(小項目別評価の各項目の評定の平均値が1.8以下であり、中期計画の達成のためには重大な改善事項があると評価委員会が認める場合。)</p>	<p>2 評価項目 評価項目については、別表1のとおりとする。</p> <p>3 評価基準 評価に当たっては、別表2の取扱いを基本に、取組状況や計画の難易度、外的要因等、それぞれの状況を総合的に勘案して評価する。</p> <p>①教育に関する目標を達成するための措置 ②研究に関する目標を達成するための措置 II 地域社会との連携・共創、地域貢献に関する目標を達成するための措置 III 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 IV 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置 V 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置 VI その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置</p>	<p>2 評価の手順 (1) 法人による自己点検・評価 ア 小項目別評価 法人は、年度計画の記載項目(小項目)及び指標ごとに、当該事業年度の業務の実績を明らかにするとともに、以下の5段階により自己評価する。 評価定義 5 年度計画を大幅に上回って実施している(特に優れるもしくは顕著な成果がある) 4 年度計画を上回って実施している(上回るもしくは十分な実施状況) 3 年度計画をおおむね実施している(実施) 2 年度計画を十分に実施できていない(下回るもしくは実施が不十分) イ 大項目別評価 法人は、小項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の次の事項(以下「大項目」)ごとに、当該事業年度における中期計画の進捗状況について、記述式により自己評価する。 I 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置 ①教育に関する目標を達成するための措置 ②研究に関する目標を達成するための措置 II 地域社会との連携・共創、地域貢献に関する目標を達成するための措置 III 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 IV 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置 V 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置 VI その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置</p> <p>ウ 全体評価 法人は、大項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における業務実績の全体について、記述式により総合的な自己評価を行う。</p> <p>(2) 評価委員会による評価 ア 小項目別評価 評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書その他の資料の確認、及び法人への聴取等により、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査・分析を行う。 その結果を踏まえて、小項目ごとの進捗状況について、上記(1)アに定める評価基準に沿って評価を行う。その際、法人による評価と評価委員会による判断が異なる場合は、その評価結果及び理由等を示す。また、その他、評価委員会において必要がある場合はコメントを付す。</p>
3 評価基準(別表2)	<p>(2) 項目別評価 評価委員会は、調査・分析の結果を踏まえ、大項目ごとに中期計画の達成に向けた業務の進捗状況を勘案し、次の5段階により評価するとともに、その評価理由を明らかにする。 ・S：中期計画の達成に向け特筆すべき進捗状況である。(小項目別評価及び指標評価がすべてA又はBであり、かつ、業務の進捗状況や業務実績の内容に特筆すべき進捗や取組があると評価委員会が特に認める場合) ・A：中期計画の達成に向け順調に進捗している。(小項目別評価及び指標評価：すべてA又はB) ・B：中期計画の達成に向けおおむね順調に進捗している。(小項目別評価及び指標評価のA又はBの割合：それぞれ9割以上) ・C：中期計画の達成のためには進捗がやや遅れている。(小項目別評価又は指標評価のA又はBの割合：9割未満) ・D 中期計画の達成のためには進捗が著しく遅れており、重大な改善事項がある。(中期計画の達成のためには重大な改善事項があると、評価委員会が特に認める場合)</p> <p>(3) 全体評価 評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における業務実績の全体について、次の5段階により評価するとともに、当該事業年度における業務実績の全体について、記述式により総合的な評価を行う。また、必要がある場合は、法人に対する業務運営の改善その他の勧告事項を記載する。 ・S 中期計画の達成に向け特筆すべき進捗状況である。 ・A 中期計画の達成に向け順調に進捗している ・B 中期計画の達成に向けおおむね順調に進捗している。 ・C 中期計画の達成のためには進捗がやや遅れている。 ・D 中期計画の達成のためには進捗が著しく遅れており、重大な改善事項がある。</p>	<p>(3) 評価基準 評価にあたっては、別表2の取扱いを基本に、取組状況や計画の難易度、外的要因等、それぞれの状況を総合的に勘案して評価するものとする</p>	<p>③全体評価 評価委員会は、評価結果を踏まえ、大項目ごとに中期計画の達成に向けた業務の進捗状況を勘案して、次の5段階により評価するとともに、その評価理由を明らかにする。 なお、「項目別評価」のうち、「教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置」に関する項目については、教育研究の特性に配慮し、専門的な観点からの評価は行わず、事業の外形的・客観的な実施状況の評価を行う。</p> <p>・S：中期計画の達成に向け特筆すべき進捗状況である。(小項目別評価の各項目の評定の平均値が4.3以上であり、かつ、業務の進捗状況や特記事項の内容に特筆すべき進捗や取組みがあると評価委員会が認める場合。) ・A：中期計画の達成に向け順調に進捗している。(小項目別評価の各項目の評定の平均値が3.5以上4.2以下であり、かつ、評価委員会が「A」と認める場合。小項目別評価の各項目の評定の平均値が3.5以上4.2以下に満たないが、主たる業務の進捗状況や特記事項の内容を総合的に勘案して評価委員会が「A」相当と認める場合。) ・B：中期計画の達成に向け概ね順調に進捗している。(小項目別評価の各項目の評定の平均値が2.7以上3.4以下であり、かつ、評価委員会が「B」相当と認める場合。小項目別評価の各項目の評定の平均値が2.7以上3.4以下に満たないが、主たる業務の進捗状況や特記事項の内容を総合的に勘案して評価委員会が「B」相当と認める場合。) ・C：中期計画の達成のためには進捗が遅れている。(小項目別評価の各項目の評定の平均値が1.9以上2.6以下であり、かつ、評価委員会が「C」相当と認める場合。小項目別評価の各項目の評定の平均値が1.9以上2.6以下に満たないが、主たる業務の進捗状況や特記事項の内容を総合的に勘案して評価委員会が「C」相当と認める場合。) ・D：中期計画の達成のためには進捗が著しく遅れており、重大な改善事項がある。(小項目別評価の各項目の評定の平均値が1.8以下であり、中期計画の達成のためには重大な改善事項があると評価委員会が認める場合。)</p>	<p>ウ 全体評価 法人は、大項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における業務実績の全体について、記述式により総合的な自己評価を行う。</p>	

(参考資料) 評価要領・基準に係る他事例について(対象：私立から公立化、かつ市単独設置で状況が公開されている5事例) ※地方独立行政法人法改正前

項目	公立千歳科学技術大学	長野大学	福知山公立大学	山陽小野田市立山口東京理科大学	周南公立大学
<p>4 評価の手順 (1) 項目別評価 ア 法人による実績報告・自己評価 イ 評価委員会による検証・評価 (ア) 法人の自己評価結果の検証・評</p>		<p>(4) 評価の手順 ① 項目別評価 ア 法人による実績報告・自己評価 法人は、年度計画記載事項ごと(事業単位)及び評価指標ごと(指標単位)の業務実績(年度計画における各事業の実施状況及び事業の成果に関する指標の達成度)を取りまとめ、(3)に定める評価基準に沿って自己評価を行ったうえで、業務実績報告書を作成し、評価の実施時期の属する年度の6月末日までに評価委員会に提出する。 なお、自己評価に当たっては、その評価の理由を明らかにするため、成果をより具体的に記載するものとし、必要に応じて根拠となる資料を添付するものとする。</p> <p>イ 評価委員会による検証・評価 (ア) 法人の自己評価結果の検証・評価 評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書について、法人関係者からのヒアリング等によって検証のうえ、事業単位及び指標単位で(3)に定める評価基準に沿って、評価理由を明確に示したうえで評価する。 なお、評価委員会は、検証・評価を行ううえで必要がある場合、アに掲げる根拠資料の他に、法人に対して資料の追加提出を求めることができるものとする。 法人は、請求に備えて資料を備えておくものとする。</p> <p>(イ) 大項目別評価 評価委員会は、事業単位及び指標単位評価の結果を踏まえ、別表1に定める大項目ごとに、(3)に定める評価基準に沿って、中期計画の進捗状況を総合的に勘案して評価する。</p> <p>② 全体評価 評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、中期目標の達成に向けた中期計画全体の進捗状況を総合的に勘</p>	<p>《備考》 1 小項目別評価の評定の平均値 小数点以下第2位四捨五入 2 大項目別評価における判断の目安 評定に当たっては、当該大項目に係る小項目別評価の評定の平均値をもとに大項目全体を平均的に判断するばかりでなく、必要に応じ、重要な意義を有する事項や優れた取り組みがなされている事項その他法人を取り巻く諸事情を考慮する。 ③全体評価 評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、次の5段階により評価するとともに、当該事業年度における業務実績の全体について、記述式により総合的な評価を行う。全体評価においては、法人化を契機とする大学改革の取り組み(学長のリーダーシップの発揮、機動的・戦略的な大学運営、市民に対する説明責任、社会に開かれた大学運営など)を積極的に評価することとする。 また、必要がある場合は、法人に対する業務運営の改善その他の勧告事項を記載する。 ・S：中期計画の達成に向け特筆すべき進捗状況である。 ・A：中期計画の達成に向け順調に進捗している。 ・B：中期計画の達成に向け概ね順調に進捗している。 ・C：中期計画の達成のためには進捗が遅れている。 ・D：中期計画の達成のためには進捗が著しく遅れており、重大な改善事項がある。</p>	<p>4 評価の手順 (1) 項目別評価 ア 法人による実績報告・自己評価 法人は、年度計画記載事項ごと(事業単位)及び評価指標ごと(指標単位)の業務実績(年度計画における各事業の実施状況及び事業の成果に関する指標)を取りまとめ、上記3に定める評価基準に沿って自己評価を行った上、業務実績報告書を作成し、評価の実施時期の属する年度の6月末日までに評価委員会に提出する。 イ 評価委員会による検証・評価 (ア) 法人の自己評価結果の検証・評価 評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書について、法人関係者からヒアリング等によって検証の上、事業単位及び指標単位で上記3に定める評価基準に沿って評価する。 なお、評価委員会は、検証・評価を行う上で必要がある場合、法人に対して資料の追加提出を求めることができるものとする。 (イ) 大項目別評価 評価委員会は、事業単位及び指標単位評価の結果を踏まえ、別表1に定める大項目ごとに、上記3に定める評価基準に沿って、中期計画の進捗状況を総合的に勘案して評価する。 (2) 全体評価 評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、中期目標の達成に向けた中期計画全体の進捗状況を総合的に勘案して評価する。</p>	<p>イ 大項目別評価 評価委員会は、上記アの項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の達成に向けた業務の進捗状況を勘案し、次の5段階により評価するとともに、その評価理由を明らかにする。 ・s：中期計画の達成に向け特筆すべき進捗状況である小項目別評価の各項目の評定の平均値が4.3以上であり、かつ、業務の進捗状況や特記事項の内容に特筆すべき進捗や取組があると評価委員会が認める場合 ・a：中期計画の達成に向け順調に進捗している(小項目別評価の各項目の評定の平均値が3.5以上4.2以下であり、かつ、評価委員会が「a」と認める場合。小項目別評価の各項目の評定の平均値が3.5以上4.2以下に満たないが、主たる業務の進捗状況や特記事項の内容を総合的に勘案して評価委員会が「a」と認める場合) ・b：中期計画の達成に向けおおむね順調に進捗している(小項目別評価の各項目の評定の平均値が2.7以上3.4以下であり、かつ、評価委員会が「b」と認める場合。小項目別評価の各項目の評定の平均値が2.7以上3.4以下に満たないが、主たる業務の進捗状況や特記事項の内容を総合的に勘案して評価委員会が「b」と認める場合) ・c：中期計画の達成のためには進捗がやや遅れている(小項目別評価の各項目の評定の平均値が1.9以上2.6以下であり、かつ、評価委員会が「c」と認める場合。小項目別評価の各項目の評定の平均値が1.9以上2.6以下に満たないが、主たる業務の進捗状況や特記事項の内容を総合的に勘案して評価委員会が「c」と認める場合) ・d：中期計画の達成のためには進捗が遅れており、改善の必要がある(小項目別評価の各項目の評定の平均値が1.8以下であり、中期計画の達成のためには改善の必要があると評価委員会が認める場合)</p> <p>ウ 全体評価 評価委員会は、上記イの大項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における業務実績の全体について、次の5段階により評価するとともに、当該事業年度における業務実績の全体について、記述式により総合的な評価を行う。また、必要がある場合は、法人に対する業務運営の改善その他の勧告事項を記載する。 ・S：中期計画の達成に向け特筆すべき進捗状況である ・A：中期計画の達成に向け順調に進捗している ・B：中期計画の達成に向けおおむね順調に進捗している ・C：中期計画の達成のためには進捗がやや遅れている ・D：中期計画の達成のためには進捗が遅れており、改善の必要がある</p>

(参考資料) 評価要領・基準に係る他事例について(対象：私立から公立化、かつ市単独設置で状況が公開されている5事例) ※地方独立行政法人法改正前

項目	公立千歳科学技術大学	長野大学	福知山公立大学	山陽小野田市立山口東京理科大学	周南公立大学																								
評価書の作成	5 評価書の作成 (1) 評価書原案の作成及び法人からの意見の聴取 (2) 評価書の確定	(5) 評価書の作成 ① 評価書原案の作成及び法人からの意見の聴取 評価委員会は、評価の透明性・正確性を確保するため、(4)に定める手順によって評価した結果をとりまとめ、評価書原案を作成し、法人に提示する。 法人は、評価書原案に対する意見を書面により評価委員会に申し出るものとする。 ② 評価書の確定 評価委員会は、評価書原案に対する法人からの意見を踏まえ、必要に応じて法人関係者の説明を受けた後、当該意見の適否を審議し、当該案に修正を加える等により評価書を確定する。	(4) 評価書の作成 ① 評価書原案の作成及び法人からの意見の聴取 評価委員会は、評価の透明性・正確性を確保するため、(1)から(3)に定める手順によって評価した結果を取りまとめ、評価書原案を作成し、法人に提示する。 法人は、評価書原案に対する意見を書面により評価委員会に申し出るものとする。 ② 評価書の確定 評価委員会は、評価書原案に対する法人からの意見を踏まえ、必要に応じて法人関係者の説明を受けた後、当該意見の適否を審議し、当該案に修正を加える等により評価書を確定する。	5 評価書の作成 (1) 評価書原案の作成及び法人からの意見の聴取 評価委員会は、評価の透明性・正確性を確保するため、上記4に定める手順によって評価した結果をとりまとめ、評価書原案を作成し、法人に提示する。 法人は、評価書原案に対する意見を書面により評価委員会に申し出るものとする。 (2) 評価書の確定 評価委員会は、評価書原案に対する法人からの意見を踏まえ、必要に応じて法人関係者の説明を受けた後、当該意見の適否を審議し、当該案に修正を加える等により評価書を確定する。	—																								
評価結果の取扱い	1 評価結果の通知及び公表	6 評価結果の取扱い (1) 評価結果の通知及び公表 評価委員会は、評価書を確定したときは、遅滞なく当該評価書を法人及び上田市市長に送付するとともに、上田市ホームページ等で公表する。	5 評価結果の取扱い (1) 評価結果の通知及び公表 評価委員会は、評価書を作成した時は、遅滞なく当該評価書を法人及び福知山市市長に送付するとともに、福知山市ホームページ等で公表する。	第6 評価結果の取扱い 1 評価結果の通知及び公表 評価委員会は、評価書を作成したときは、遅滞なく当該評価書を法人及び山陽小野田市市長に送付するとともに、山陽小野田市ホームページ等で公表する。	—																								
	2 評価結果の活用・反映	(2) 評価結果の活用・反映 法人は、評価結果を自らの業務運営等の見直しまたは改善に活用・反映させていくものとする。なお、評価委員会は、評価に際して、過去の評価結果が法人の業務運営に活用・反映されているか確認するものとする。	(2) 評価結果の活用・反映 法人は、評価結果を自らの業務運営等の見直しまたは改善に活用・反映させていくものとする。なお、評価委員会は、評価に際して、過去の評価結果が法人の業務運営に活用・反映されているか確認するものとする。	2 評価結果の活用・反映 法人は、評価結果を自らの業務運営等の見直し又は改善に活用・反映させていくものとする。 なお、評価委員会は、評価に際して、過去の評価結果が法人の業務運営に活用・反映されているものか確認するものとする。	—																								
	3 個人情報の取扱い	—	—	3 個人情報の取扱い 評価の実施に当たっては、山陽小野田市市情報公開条例、山陽小野田市個人情報保護条例等法令の規定を踏まえ、個人に関する情報その他の情報の取扱いに留意する。	—																								
評価方法の継続的な見直し	—	7 評価方法の継続的な見直し この要領については、年度評価の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。	6 評価方法の継続的な見直し この要領については、年度評価の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。	第7 評価方法の継続的な見直し この要領については、年度評価の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。	3 その他 この各事業年度の業務実績評価(年度評価)実施要領は、必要に応じて、評価委員会に諮ったうえで見直しを行う。																								
年度評価のスケジュール	—	—	7 年度評価のスケジュール 年度評価は、原則として次のスケジュールにより実施する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>時期</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務実績報告書、財務諸表の作成・提出</td> <td>6月末</td> <td>・法人が業務実績報告書、財務諸表を作成し、市に提出</td> </tr> <tr> <td>評価委員会(法人ヒアリング)</td> <td>7月上旬～下旬</td> <td>・法人が業務実績報告書、財務諸表を説明 ・委員による質疑、委員間の意見交換</td> </tr> <tr> <td>評価書原案の作成</td> <td>7月下旬</td> <td>・上記意見に基づき、評価委員会が評価書原案を作成</td> </tr> <tr> <td>評価書原案を法人に通知、法人意見申し出</td> <td>7月下旬～8月上旬</td> <td>・評価委員会から法人に評価書原案を提示 ・法人から意見申し出</td> </tr> <tr> <td>評価委員会</td> <td>8月上旬～中旬</td> <td>・評価書の修正審議</td> </tr> <tr> <td>評価書の確定</td> <td>8月中旬～下旬</td> <td>・法人へ通知 ・市長に報告</td> </tr> <tr> <td>評価書の公表</td> <td>9月</td> <td>・公表(9月議会報告案件)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	時期	実施内容	業務実績報告書、財務諸表の作成・提出	6月末	・法人が業務実績報告書、財務諸表を作成し、市に提出	評価委員会(法人ヒアリング)	7月上旬～下旬	・法人が業務実績報告書、財務諸表を説明 ・委員による質疑、委員間の意見交換	評価書原案の作成	7月下旬	・上記意見に基づき、評価委員会が評価書原案を作成	評価書原案を法人に通知、法人意見申し出	7月下旬～8月上旬	・評価委員会から法人に評価書原案を提示 ・法人から意見申し出	評価委員会	8月上旬～中旬	・評価書の修正審議	評価書の確定	8月中旬～下旬	・法人へ通知 ・市長に報告	評価書の公表	9月	・公表(9月議会報告案件)	—	—
項目	時期	実施内容																											
業務実績報告書、財務諸表の作成・提出	6月末	・法人が業務実績報告書、財務諸表を作成し、市に提出																											
評価委員会(法人ヒアリング)	7月上旬～下旬	・法人が業務実績報告書、財務諸表を説明 ・委員による質疑、委員間の意見交換																											
評価書原案の作成	7月下旬	・上記意見に基づき、評価委員会が評価書原案を作成																											
評価書原案を法人に通知、法人意見申し出	7月下旬～8月上旬	・評価委員会から法人に評価書原案を提示 ・法人から意見申し出																											
評価委員会	8月上旬～中旬	・評価書の修正審議																											
評価書の確定	8月中旬～下旬	・法人へ通知 ・市長に報告																											
評価書の公表	9月	・公表(9月議会報告案件)																											
その他	—	8 その他 この要領に定めるもののほか、評価の実施に必要な事項は、評価委員会が別に定める。	8 その他 この要領に定めるもののほか、評価の実施に必要な事項は、評価委員会が別に定める。	第8 その他 この要領に定めるもののほか、評価の実施に必要な事項は、評価委員会が別に定める。	—																								

(参考資料) 評価要領・基準に係る他事例について(対象：私立から公立化、かつ市単独設置で状況が公開されている5事例) ※地方独立行政法人法改正前

項目	公立千歳科学技術大学	長野大学	福知山公立大学	山陽小野田市立山口東京理科大学	周南公立大学
----	------------	------	---------	-----------------	--------

○長野大学

別表1：年度評価における評価項目

評価区分	評価の対象、内容等	
項目別評価	事業単位評価	年度計画の第2から第6の最小項目として記載されている各事項の達成状況 ※第7から第14に係る実績については、全体評価の際に参考情報として用いる。
	指標単位評価	年度計画の各数値目標の達成状況
	大項目別評価	事業単位評価及び指標単位評価を踏まえた、中期計画における5つの大項目(8区分)ごとの進捗状況 第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置 1 教育に関する目標を達成するための措置【教育に関する事項】 2 研究に関する目標を達成するための措置【研究に関する事項】 3 地域貢献、地域の人材育成等に関する目標を達成するための措置【地域貢献に関する事項】 4 国際交流に関する目標を達成するための措置【国際交流に関する事項】 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置【業務運営の改善及び効率化に関する事項】 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置【財務内容の改善に関する事項】 第5 自己点検・評価及び情報公開の推進に関する目標を達成するための措置【自己点検・評価及び情報公開の推進に関する事項】 第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置【その他業務運営に関する事項】
全体評価	項目別評価を踏まえた中期計画全体の進捗状況	

別表2：年度評価における評価基準

評価区分	評定	評語	評価の目安	
項目別評価	事業単位評価	a	年度計画を達成	上回る／十分な実施
		b	年度計画を概ね実施	実施
		c	年度計画を十分に実施せず	下回る／実施が不十分
		d	年度計画を大幅に下回る	特に劣る／実施せず
項目別評価	指標単位評価	a	年度計画を達成	達成率100%以上
		b	年度計画を概ね実施	達成率80%以上100%未満
		c	年度計画を十分に実施せず	達成率60%以上80%未満
		d	年度計画を大幅に下回る	達成率60%未満
項目別評価	大項目別評価	A	中期計画の進捗は順調	大項目別(8区分)に、中期計画の進捗状況について、事業単位評価及び指標単位評価から総合的に勘案し、評価
		B	中期計画の進捗は概ね順調	
		C	中期計画の進捗はやや遅れている	
		D	中期計画の進捗は遅れている	
全体評価	中期計画の進捗は順調		中期計画全体の進捗状況について、項目別評価から総合的に勘案し、評価	
	中期計画の進捗は概ね順調			
	中期計画の進捗はやや遅れている			
	中期計画の進捗は遅れている			

○山陽小野田市立山口東京理科大学

別表1 年度評価における評価項目

評価区分	評価の対象、内容等	
事業単位評価	年度計画のⅠからⅥの最小項目として記載されている各事項の達成状況 ※ⅦからⅪに係る実績については、全体評価の際に参考情報としている。	
指標単位評価	年度計画の各数値目標の達成状況	
項目別評価	事業単位評価及び指標単位評価を踏まえた、中期計画における6つの大項目(15区分)ごとの進捗状況 Ⅰ. 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 2 学生への支援に関する目標を達成するための措置 3 研究に関する目標を達成するための措置 Ⅱ. 地域社会との連携、地域貢献に関する目標を達成するための措置 Ⅲ. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置 4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するための措置 Ⅳ. 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置 1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 2 経費の削減に関する目標を達成するための措置 3 資産の管理及び運用に関する目標を達成するための措置 Ⅴ. 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置 Ⅵ. その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置 1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置 2 安全衛生管理に関する目標を達成するための措置 3 法令遵守及び危機管理に関する目標を達成するための措置	
	大項目別評価	項目別評価を踏まえた中期計画全体の進捗状況
	全体評価	項目別評価を踏まえた中期計画全体の進捗状況

別表2 年度評価における評価基準

評価区分	評定	評語	評価の目安	
項目別評価	事業単位評価	a	年度計画を上回る	上回るもしくは十分な実施
		b	年度計画を概ね実施	実施
		c	年度計画を十分に実施せず	下回るもしくは実施が不十分
		d	年度計画を大幅に下回る	特に劣るもしくは実施せず
項目別評価	指標単位評価	a	年度計画を上回る	達成率100%以上
		b	年度計画を概ね実施	達成率80%以上100%未満
		c	年度計画を十分に実施せず	達成率60%以上80%未満
		d	年度計画を大幅に下回る	達成率60%未満
項目別評価	大項目別評価	A	中期計画の進捗は順調	大項目別(6区分)に、中期計画の進捗状況について、事業単位評価及び指標単位評価を総合的に勘案し、 評価
		B	中期計画の進捗は概ね順調	
		C	中期計画の進捗はやや遅れている	
		D	中期計画の進捗は遅れている	
全体評価	中期計画の進捗は順調		中期計画全体の進捗状況について、項目別評価を総合的に勘案し、 評価	
	中期計画の進捗は概ね順調			
	中期計画の進捗はやや遅れている			
	中期計画の進捗は遅れている			